

負担限度額認定の申請について

施設入所とショートステイを利用する際の食費と居住費（滞在費）について、所得の低い方は、負担限度額認定の申請をすることにより、軽減措置を受けることができます。

●軽減の対象者

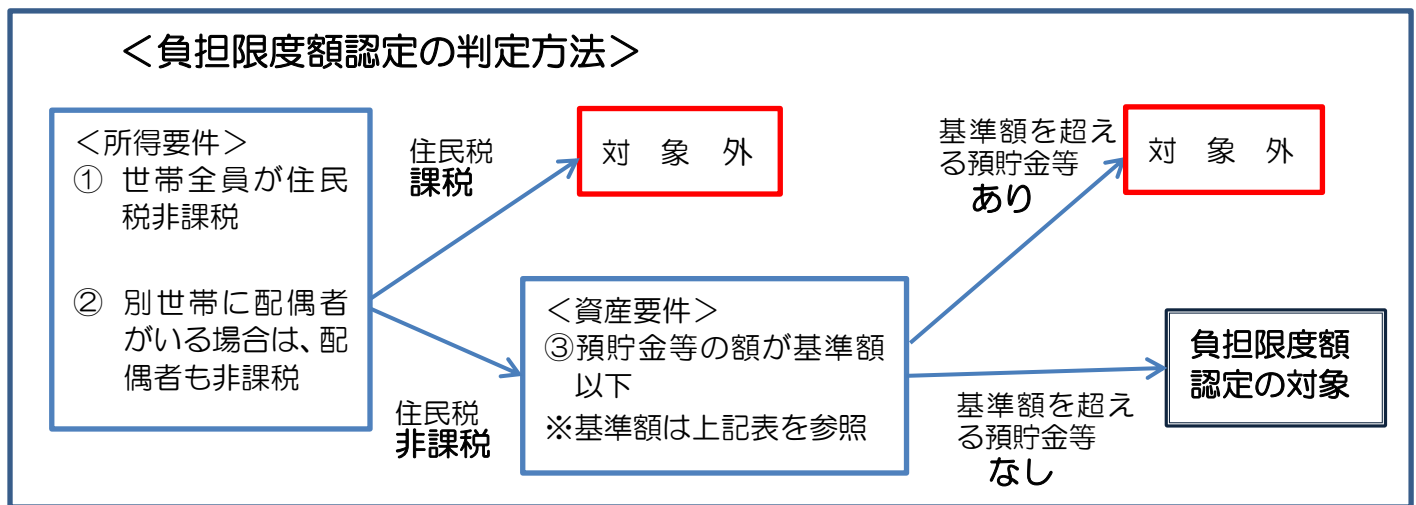
下記の①から③の要件すべてを満たす方もしくは④に該当する方が対象になります。

- ① 住民票上同じ世帯の方全員が非課税の方
- ② 別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税の方
- ③ 預貯金等の金額が下記の表の基準額以下の方
- ④ 生活保護受給者

預貯金等の基準額

負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の基準額 (本人および配偶者の資産の合計額)	
1	生活保護受給者等			
	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者	単身:1,000 万円	夫婦:2,000 万円
2		前年の合計所得金額+年金収入が 82.65 万円以下	単身:650 万円	夫婦:1,650 万円
3①		前年の合計所得金額+年金収入が 82.65 万超 120 万円以下	単身:550 万円	夫婦:1,550 万円
3②		前年の合計所得金額+年金収入が 120 万円超	単身:500 万円	夫婦:1,500 万円

<負担限度額認定の判定方法>



●預貯金等を含む資産と確認方法

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳や証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金	自己申告

*金額の確認は申請日直近 2 か月以内の残高が確認できるものがが必要です

*負債（借入金、住宅ローンなど）は預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）

裏面もご覧ください

●負担限度額認定の申請に必要なもの

- 1 負担限度額認定申請書
- 2 同意書
- 3 個人番号（マイナンバー）の通知カード又は個人番号カード
- 4 通帳等の写し
 - ・名義がわかる部分と最終残高がわかる部分をコピーしてください。
年金の振込口座の場合は、直近の年金の振込がわかる部分もコピーしてください。
 - ・通帳や証書が複数ある場合は、すべての写しが必要です。
 - ・配偶者がいる方は、配偶者の通帳等の写しが必要です。
 - ・最終残高は申請日直近の2か月以内のもので確認します。
- 5 以下は該当がある場合に添付してください。
 - ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）の金額がわかる口座残高の写し
 - ・投資信託の金額がわかる口座残高の写し
 - ・負債（借入金・住宅ローンなど）の金額がわかるものの写し（住宅ローンの残高証明書など）
- 6 窓口に来られる方の身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等）

※生活保護受給者は上記の4と5の添付書類は必要ありません。

●注意事項

- ・負担限度額認定の申請における「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ・虚偽の申告により不正に食費及び居住費の軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、軽減された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

●申請書類の管理、保管について

- ・個人番号記載の申請書については、漏えいを防ぐため、鍵付の書庫で保管し5年経過後、焼却処分します。

お問い合わせ先

村上市役所 介護高齢課 介護保険室

☎0254-53-2111 内線 3410~3412

荒川支所 地域振興課 地域福祉室 62-3104

神林支所 地域振興課 地域福祉室 66-6113

朝日支所 地域振興課 地域福祉室 72-6887

山北支所 地域振興課 地域福祉室 77-3113